



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 櫻 島 埠 頭 株 式 会 社
代 表 者 役 職 代表取締役社長 氏名 森中 通裕
(コード番号：9353 東証第 2 部)
問 合 せ 先 役 職 取締役(総務担当) 氏名 増田 康正
電 話 番 号 06-6461-5331

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の第 73 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても責任限定契約を締結することが可能となりましたので、今後適切な人材の招聘を容易にするとともに、期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 25 条(取締役の責任免除)及び第 32 条(監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。

なお、定款第 25 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役<u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の</u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日

以 上